

条 例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十七号

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
関する条例（昭和五十三年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三
号）附則第三条」を削る。

別表北第一区 秩父市の項及び北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・
東秩父村の項を次のように改める。

北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・ 長瀬町・小鹿野町・東秩父村	秩父市 秩父郡横瀬町 秩父郡皆野町 秩父郡長瀬町 秩父郡小鹿野町 秩父郡東秩父村	二人
------------------------------------	---	----

別表中「北第三区」を「北第二区」に、「北第四区」を「北第三区」に、「北第
五区」を「北第四区」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき
議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示
される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日ま
でにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。